

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定

都市計画渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称		渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 2.3ha				
公共施設の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	放射第 4 号線支線 2	別に都市計画において定めるとおり。		整備済
			放射第 2 2 号線	別に都市計画において定めるとおり。		整備済
		区画道路	特別区道第 9 2 8 号路線	幅員 4m〔7.2m～8m〕、延長約 50m		既設
			特別区道第 9 2 9 号路線	幅員 4～8m〔8m～12m〕、延長約 90m		一部拡幅
			特別区道第 9 3 1 号路線	幅員 7.5m〔15m〕、延長約 180m		既設（再整備）
			特別区道第 1 0 4 7 号路線	幅員 11m〔22m〕、延長約 70m		既設
建 築 物 の 整 備	街区番号	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備 考
	A街区	約 1,370 m ²	約 4,200 m ² [約 2,700 m ²]	店舗等	低層部 A：60m	高さの基準点は T.P. +29.0mとする。
	B街区	約 10,500 m ²	約 255,000 m ² [約 201,000 m ²]	事務所、店舗、ホテル、 人材育成施設、 バスターミナル 熱源機械室、駐車場等	高層部 A：208m 低層部 B： 40m	高さの基準点は T.P. +33.5mとする。
建築敷地の 整 備	街区番号	建築敷地面積	整 備 計 画			
	A街区	約 1,700 m ²	・ 国際空港や地方都市とのアクセス性を向上するバスターミナルを整備し、渋谷の広域交通機能を強化する。 ・ 多層にわたる歩行者動線を整備し、渋谷駅及び周辺市街地とつながる歩行者ネットワークを形成する。 ・ 緑豊かな多層的な広場空間を設け、地域の防災性及び市街地環境の向上を図る。			
	B街区	約 12,800 m ²				
参 考		地区計画区域内及び都市再生特別地区内にあり。				

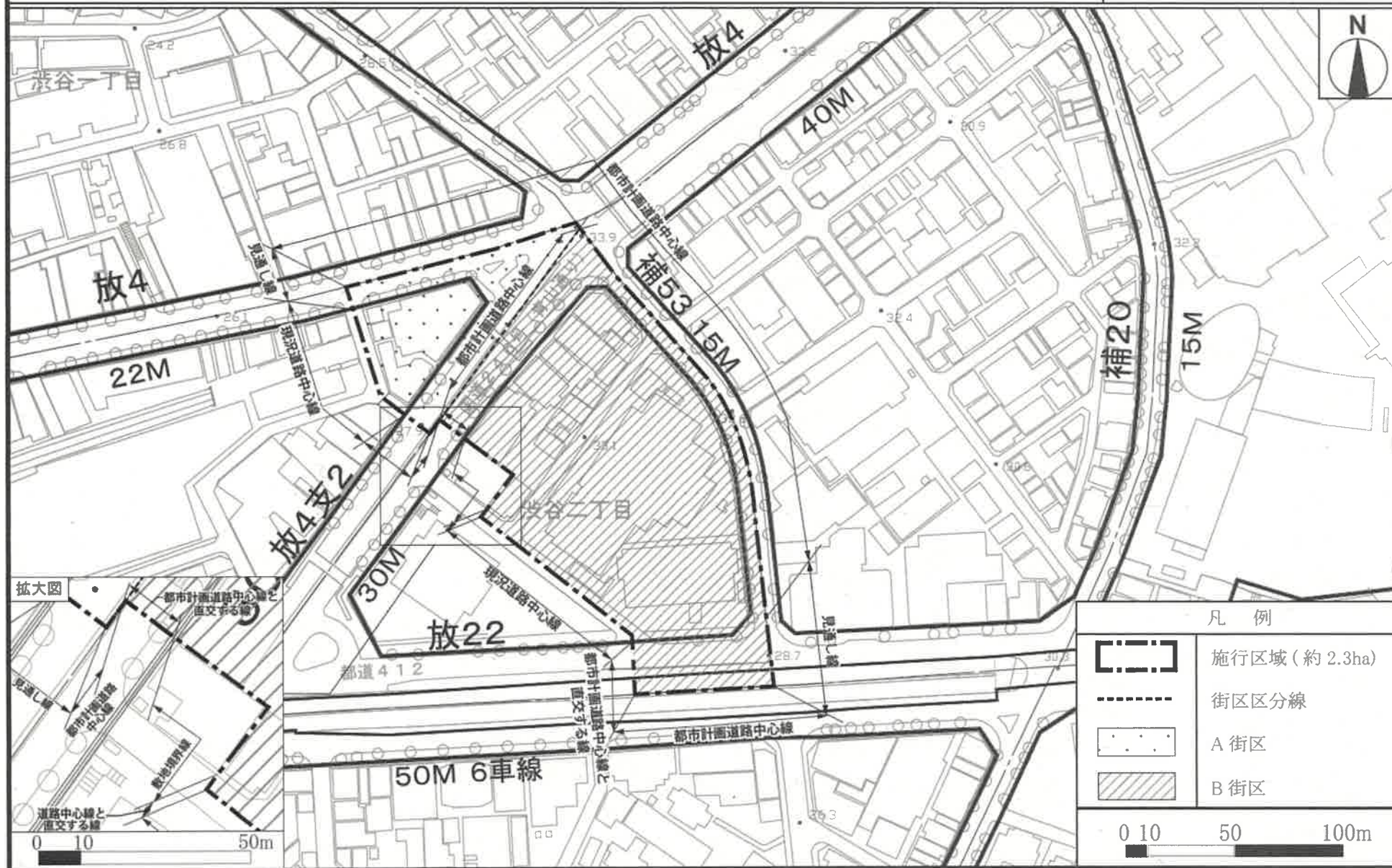
「施行区域、公共施設の配置、街区の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、バスターミナルや先端ビジネス・人材育成拠点、国際化に対応した滞在環境等の一体整備による複合機能集積地の形成、歩行者ネットワークの強化による回遊性向上及び広場等の整備によるにぎわい創出を通じて国際競争力の強化を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業 渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業 計画図1

(施行区域図)

縮尺 2,500 分の 1

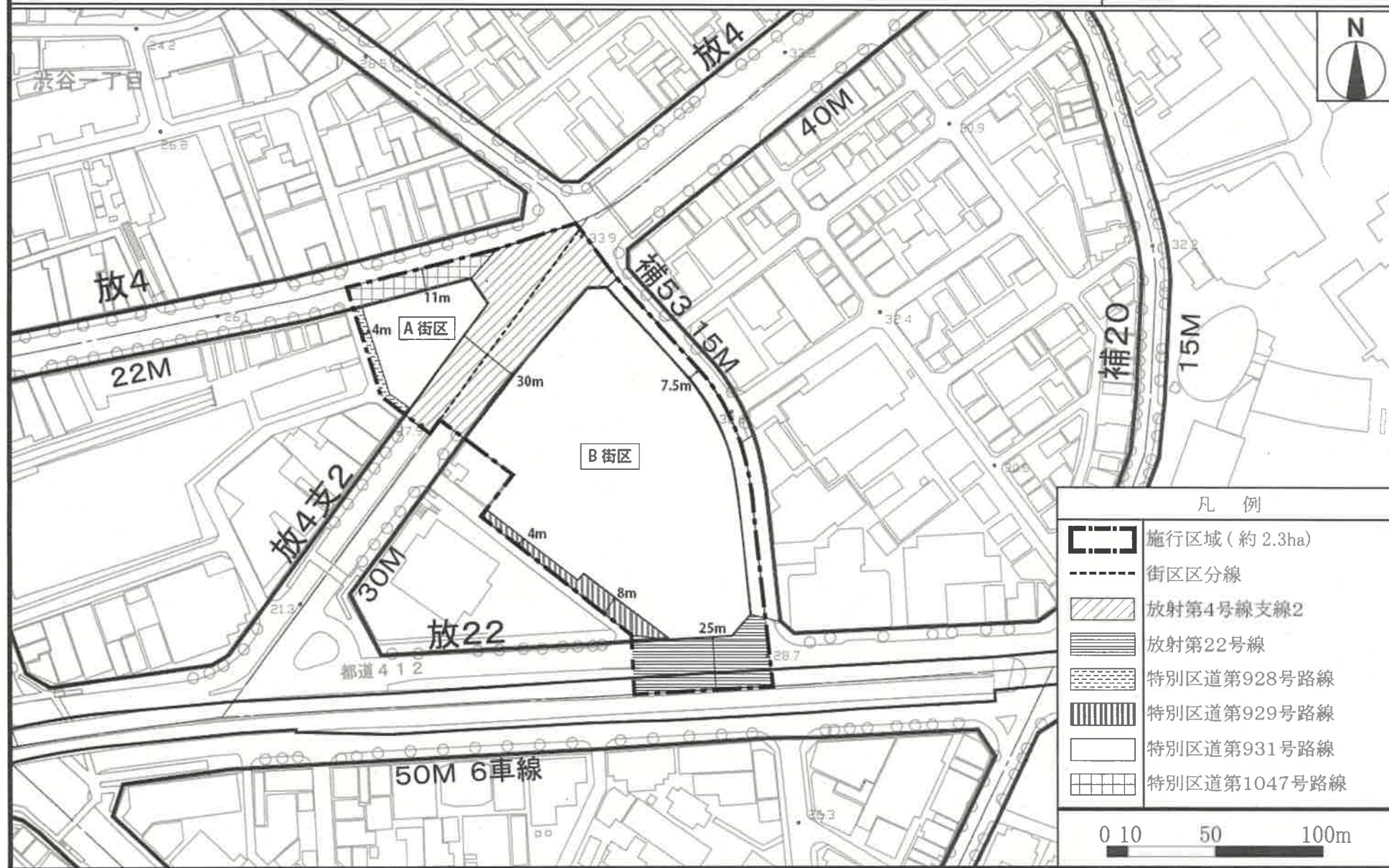


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。「(承認番号) 3 都市基交著第 53 号」
 「(承認番号) 3 都市基交測第 31 号」 「(承認番号) 3 都市基街都第 20 号、令和 3 年 4 月 21 日」

東京都市計画第一種市街地再開発事業
 渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業 計画図2

(公共施設の配置)

縮尺 2,500 分の 1

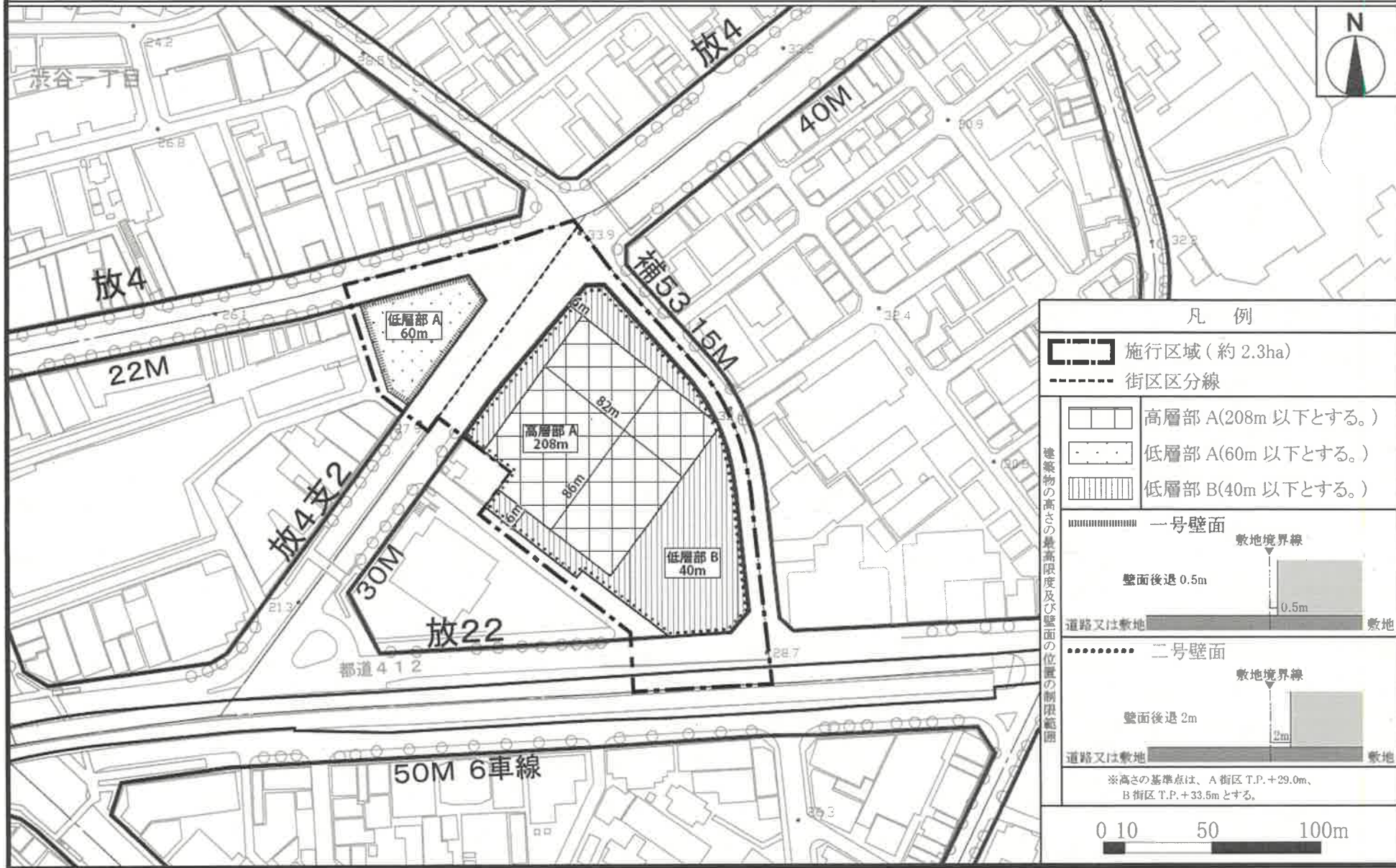


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。「(承認番号) 3都市基交著第53号」
 「(承認番号) 3都市基交測第31号」 「(承認番号) 3都市基街都第20号、令和3年4月21日」

東京都市計画第一種市街地再開発事業 渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業 計画図3

(建築物の高さの限度・
壁面の位置の制限)

縮尺 2,500 分の 1



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。「(承認番号) 3 都市基交著第 53 号」
 「(承認番号) 3 都市基交測第 31 号」「(承認番号) 3 都市基街都第 20 号、令和 3 年 4 月 21 日」